

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喜多方市長

市町村名 (市町村コード)	福島県喜多方市 (07208)	
地域名 (地域内農業集落名)	駒形地区 (西常世集落、東常世集落、横道・上原集落、中道地集落、金森集落、中屋敷・南屋敷集落、松崎集落、竹屋集落、田中集落、紙子集落、刈麻集落、大原集落、唐沢集落、深沢集落、江添集落、馬場新田集落、金川集落、三橋集落、上窪集落、下窪集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月2日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域農業の現状】

- ・ 駒形地区は、合併前の旧塩川町の東部に位置する20集落で構成
- ・ 6集落(東常世、金森、中屋敷・南屋敷、竹屋、田中、上窪)が人・農地プランを策定している。
- ・ 主に中山間に属しており、そばの作付けが盛んなほか、水稻、施設園芸、果樹や畜産等による複合経営を展開
- ・ 特に、20集落のうち、7集落で多面的機能支払制度、4集落で中山間地域等直接支払制度を活用しており、集落全体での農地・農道等の維持管理の取組が見られる。
- ・ 農業を担う者のうち、担い手への農地の集積率は約34%
- ・ 農業を担う者の規模拡大予定が少なく14つの集落でリタイア・規模縮小予定の農地等すべてを引き受けることができない状態であり、入作者や新たな組織の設立など集落での話し合いが重要となる。(西常世、東常世、横道・上原、中道地、金森、中屋敷・南屋敷、松崎、田中、紙子、大原、唐沢、深沢、江添、三橋、下窪)
- ・ 入作や土地持ち非農家を除いた集落内農家の平均年齢は71.7歳であるが、多くの集落において、個人経営を中心に、多面的機能や中山間制度を有効に活用し、地域農業の保全・発展に努めている。
- ・ 平成19年から令和4年にかけて基盤整備事業が行われており、今後さらなる作業の効率化や経営規模拡大、農地の集積・集約への取組みが課題となる。
- ・ 雄国山麓地区では、国営総合農地開発事業に即した作物の作付けが検証されているが、その確率化と未利用地の活用が課題となる。

【地域農業の課題】

【農業を担う者の確保】

- ・ 農業を担う者を地域内・外から確保している。(西常世、横道・上原、松崎、竹屋、田中、深沢、江添、下窪)
- ・ 農業を担う者が不足している。(西常世、中屋敷・南屋敷、金森、田中、大原)
- ・ 新規就農者が参入している。(中屋敷・南屋敷、松崎、紙子、唐沢、深沢)

【農業を担う者への農地の集積・集約】

- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積・集約化が進んでいる。(金森、竹屋、田中、深沢、金川、三橋、上窪、下窪)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積が進んでいるものの、分散錯圖の状態にある。(中屋敷・南屋敷、江添)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積もなかなか進んでおらず、分散錯圖の状態にある。(西常世、横道・上原、中道地、紙子、刈麻、大原、唐沢、馬場新田)

【農地バンクの活用】

- ・ 農地バンクの活用は進んでいるものの、集約の理解に向けた農地所有者の理解が得られない。(西常世)
- ・ 農地バンクの活用は進んでおり、所有者の理解も得られることから農地の集約化を進めて行くことが課題。(東常世、金森、中屋敷・南屋敷、竹屋、田中、紙子、深沢、金森、三橋、上窪、下窪)
- ・ 農地バンクを活用していない。(刈麻、大原、唐沢)

(2) 地域における農業の将来の在り方

【作物の生産】

- ・ 水稻を主要作物とし、畑作物として定着しているそばの作付を行う。(西常世、東常世、横道・上原、中道地、金森、中屋敷・南屋敷、松崎、竹屋、田中、紙子、刈麻、唐沢、深沢、江添、馬場新田、金川、三橋、上窪、下窪)
- ・ 所得向上に向け、施設園芸による、アスパラ、キュウリ、ミニトマト等に加え露地園芸を行う。(西常世、横道・上原、中道地、中屋敷・南屋敷、松崎、竹屋、田中、紙子、刈麻、大原、深沢、金川)
- ・ 畜産農家と連携した飼料作物の生産を行う。(中屋敷・南屋敷、田中、深沢)
- ・ 中山間の地域特性を活かした果樹栽培を行う。(松崎、紙子、深沢、江添)
- ・ 水稻や野菜等における有機栽培、減農薬・化学肥料への取組みを行う。(中屋敷・南屋敷、三橋、金川)
- ・ 農作業効率化のため自動操舵農機の活用やドローンによる水稻等への病虫害防除や追肥を継続(金森、中屋敷・南屋敷、竹屋、田中、三橋)

【農業を担う者の育成・確保】

- ・ 主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保するが、集落内の農業を担う者が不足する場合は、集落外の農業者を積極的に農業を担う者に位置付ける。(西常世、東常世、横道・上原、中屋敷・南屋敷、松崎、竹屋、田中、紙子、刈麻、江添、三橋)
- ・ 農作業の共同化や農業用機械・施設の共同利用等に向け、組織を設立または設立を検討する。(中屋敷・南屋敷、三橋)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,023.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,004.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・ 農業振興地域内の農用地区域・農業用施設用地・白地、都市計画地域内の用途地域において、原則10年後においても、農業上の利用を継続する農用地の区域を農業上の利用が行われる区域とすることを基本とする。
- ・ なお、林地化により農業上の利用が困難な農用地の区域等は除外している場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・ 今後、リタイア・規模縮小しようとする場合は、集落に窓口を置き、農業を担う者と農業委員会において調整した上で、農地を集積・集約化を図る。(西常世、東常世、横道・上原、金森、中屋敷・南屋敷、松崎、竹屋、田中、紙子、刈麻、大原、唐沢、深沢、江添、金川、三橋)
- ・ 水田はできるだけ連担化し、転作田は団地化を進める。(東常世、金森、中屋敷・南屋敷、竹屋、田中、紙子、深沢、江添、馬場新田)

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・ リタイア・規模縮小する者が農業を担う者に農地を貸し付けるとき(西常世、東常世、横道・上原、金森、中屋敷・南屋敷、竹屋、田中、紙子、刈麻、唐沢、深沢、江添、金川、三橋、下窪)
- ・ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき(西常世、東常世、横道・上原、竹屋、田中、紙子、深沢、江添、下窪)

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・ 土地改良事業の実施を契機に、生産効率の向上と農業を担う者へまともな農地集積・集約化を図る。(西常世、東常世、横道・上原、金森、中屋敷・南屋敷、竹屋、田中、深沢)

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

【農業を担う者の育成・確保】

- ・ 集落内外から新規就農者を積極的に確保する。(西常世、東常世、横道・上原、中屋敷・南屋敷、松崎、竹屋、田中、深沢、江添、金川、三橋)
- ・ 地域内外から多様な経営体を募り、受け入れる。(西常世、東常世、金森、竹屋、江添、三橋、下窪)
- ・ 農作業の共同化や機械・施設の共同利用に向けた組織設立を検討する。(中屋敷・南屋敷、三橋)
- ・ 農作業の共同化や機械・施設の共同利用組織の体制を継続または経営体制を強化する。(東常世)

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵等の設置による有害鳥獣被害防止対策を行う。(東常世、中道地、金森、中屋敷・南屋敷、松崎、竹屋、紙子、刈麻、唐沢、江添、金川、三橋)
- ②有機農業に取り組む。(中屋敷・南屋敷、三橋)
- ②水稻の減農薬・減化学肥料による特別栽培に取り組む。(金森、中屋敷・南屋敷)
- ③自動操舵による田植えやドローンによる病虫害防除・施肥作業等を実施。(金森、中屋敷・南屋敷、竹屋、田中、三橋)
- ⑦遊休農地を活用できる農業者がいない場合は地域ぐるみで農地の保全・管理を行う。(西常世、金森、紙子、刈麻、三橋、下窪)
- ⑦畦畔管理、草刈、防除、堰の管理など、多面的機能支払や中山間地域等直接支払、任意組織による保全管理を行う。(西常世、東常世、横道・上原、中道地、金森、中屋敷・南屋敷、松崎、竹屋、田中、紙子、刈麻、深沢、金川、三橋、下窪)
- ⑩営農型発電施設を設置する。(中道地)